

# さいたま市思い出の里市営霊園再整備基本計画について【概要版】

## 1 経緯

- 本市では、これまで「思い出の里市営霊園」をはじめとする市内5箇所、合計で約 24,000 区画の墓地の管理運営を行うとともに、民間墓地の経営許可等により墓地行政の運営に取り組んできましたが、市営墓地については、平成24年度をもって新規の募集は終了し、今後は返還された墓地の再募集のみとなっています。しかし、超高齢社会に突入り墓地需要の増加が見込まれること、少子化・核家族化の進展、生涯未婚率の上昇など社会情勢の変化により市民の墓地に対する考え方が変化していること、孤立死等の無縁遺骨の取り扱いの問題等、墓地に関して行政として対応が求められています。
- 平成26年度に、「さいたま市墓地行政のあり方研究会」を設置し、平成27年度に「さいたま市墓地行政の基本方針」を策定しました。
- 基本方針では、墓地行政が抱えている課題を踏まえ、今後の本市全体の墓地のあり方として3つの方針を掲げ、市営墓地の早急に取り組むべきものとして合葬式墓地の整備、無縁化墓地の改葬整理による循環利用の推進、孤立死等による無縁遺骨への対策を短期的な取組として位置付けました。
- 市営墓地の中では、未利用地がある思い出の里市営霊園において、短期的な取組のうち、特に優先すべきと考えられる「合葬式墓地の整備」「無縁化墓地の改葬整理による循環利用の推進」「無縁遺骨用合葬施設の整備」や、これらの整備による交通渋滞対策のための「駐車場の整備」について、計画を策定することとしました。なお、「期限付き墓地」については、循環利用による再募集の状況を見て今後再検討することとしました。

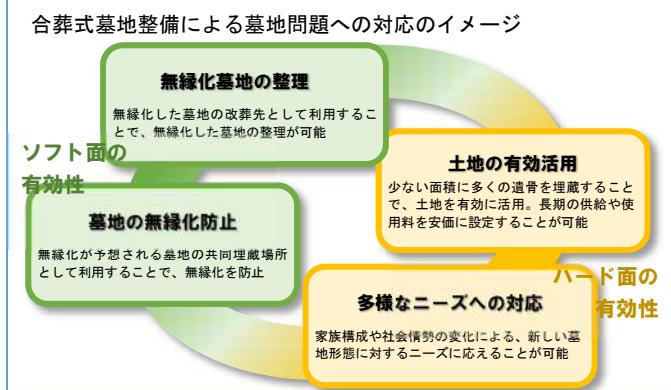
## 2 さいたま市墓地行政の基本方針（平成27年度策定）

### 3つの基本方針

- 基本方針1**  
墓地需要に対し、官民の役割分担による墓地供給を図ります。
- 基本方針2**  
新たな墓地形態や利用方法を導入し、ニーズの変化に対応します。
- 基本方針3**  
墓地を適切に管理するため、無縁化防止に努め、循環利用を進めます。

### 短期的取組

#### ■ 思い出の里市営霊園における合葬式墓地の整備



- 無縁化墓地の改葬整理による循環利用の推進
  - ①改葬整理に向けた無縁化墓地の判断基準と具体的な改葬手法の検討
  - ②合葬式墓地を利用した無縁化墓地対策（循環利用など）
  - ③期限付き墓地（個別に区画された墓地）の整備
  - ④利用者要件の見直し
- 孤立死等による無縁遺骨への対策
  - ①埋蔵方法の見直し
  - ②発生数や費用を検討し、合葬施設整備についての検討

## 3 市営墓地の必要数と墓地需要数の整理

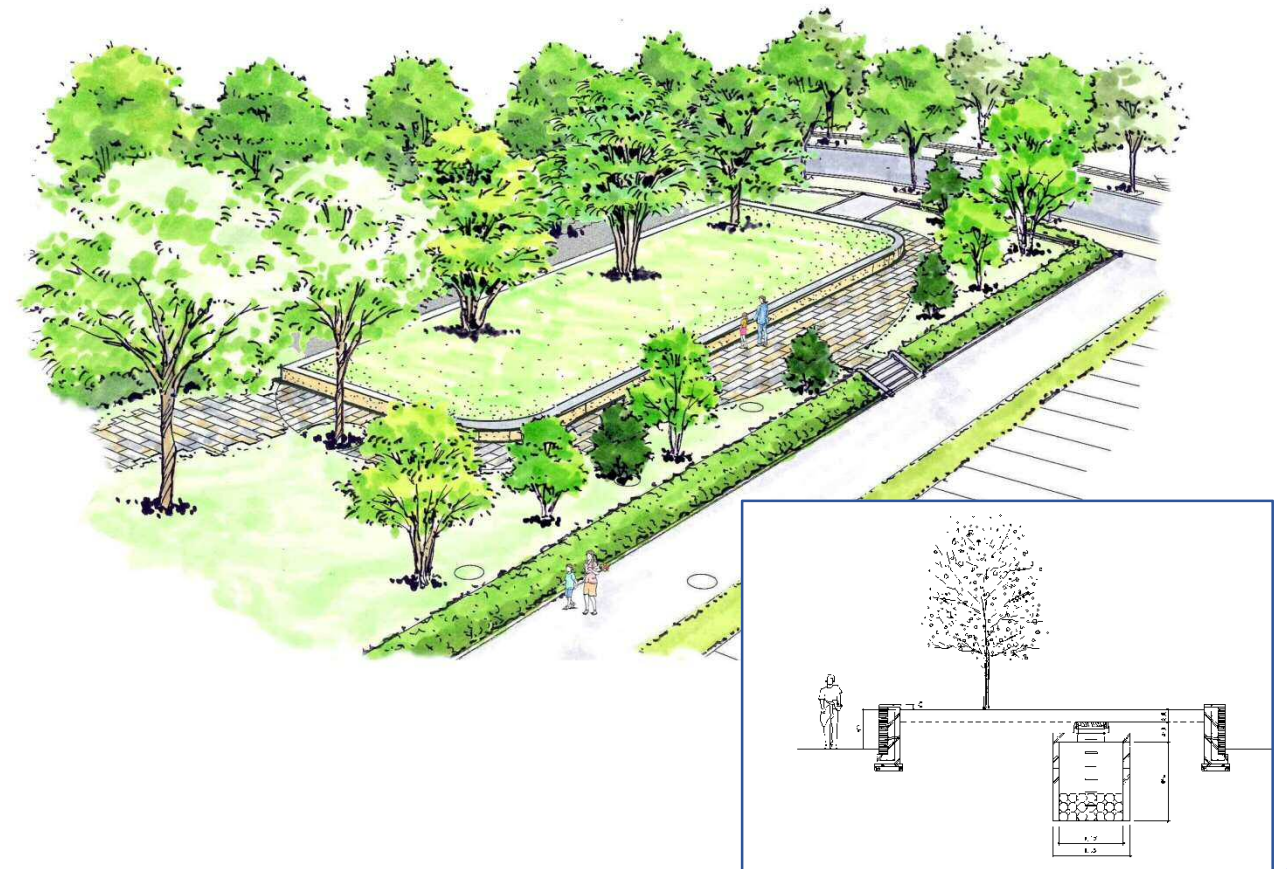
○平成27年から平成46年までに墓地需要数の累計値 48,847 件となり、一方で墓地の供給数は、31,380 件であり、約 17,000 件の不足が見込まれます。

年	推定死亡者数	墓地需要率	傍系世帯率	定住志向率	墓地需要数	年平均	累計
H27~31	55,955	0.225	0.367	0.62	10,269	2,054	10,269
H32~36	63,611				11,674	2,335	21,943
H37~41	70,539				12,945	2,589	34,888
H42~46	76,064				13,959	2,792	48,847
H27~46 墓地供給体制		民間墓地	市営墓地返還による再募集数	市営墓地無縁化整理による再募集	合葬式墓地の再募集	合計	
墓地供給数		28,520	1,080	580	1,200	31,380	

## 4 合葬式墓地

- 「自然に還る」というニーズや樹林型の希望に対応するため（平成26年市民意識調査より）、樹林型合葬式墓地を整備します。
- 平成27年から平成46年まで、約 17,000 体の不足が見込まれる中、今後の墓地整備を考慮し、16,000 体を整備します。
- 16,000 体の内、10,000 体は一般募集用とし、残り 6,000 体は改葬整理による循環利用に使用します。

（樹林型合葬式墓地のイメージ）



## 5 改葬整理による循環利用の推進

○墓地の適切な維持管理・運営を行うため、樹林型合葬式墓地を活用し、無縁化墓地等の整理と現在の利用者に対する新たな改葬制度制定することにより、循環利用を図ります。

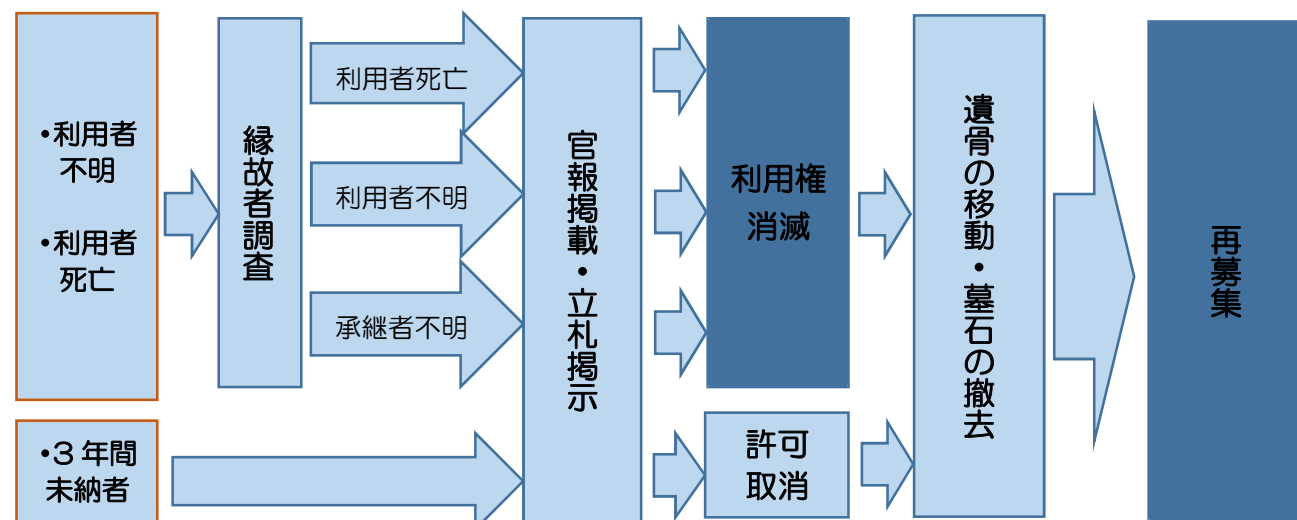
○「さいたま市墓地及び納骨堂条例」に基づき、以下の判断基準によって「許可の取り消し」又は「利用権の消滅」により、諸手続きをふまえて墓地の改葬を実施します。

- 管理料を3年間納付しないとき。
- 利用者が死亡した日から起算して3年を経過しても祭祀を承継する者がいない。
- 利用者が住所不明となって7年を経過。

(期待できる効果)

- ・空いた区画の新たな供給
- ・荒れた区画の減少
- ・墓地環境の向上
- ・新たな利用者から管理料の確保
- ・管理料納付の意識付けによる管理料の未納防止
- ・墓地経営適正化
- ・永続的な墓地管理の意識付け
- ・利用者の継続的な把握

(改葬及び再募集までのフロー)



※ 遺骨については、一定期間保管の後、樹林型合葬式墓地へ改葬します。墓石等の設備については、保管場所の問題から速やかに撤去処分いたします。

## 6 無縁遺骨用合葬施設

○孤立死等が発生した場合、葬祭執行者の有無等により、葬祭執行者の責任において葬祭を行う「生活保護法」「行旅病人及び行旅死亡人取締法」「墓地、埋葬等に関する法律」のいずれかに従って、葬祭等を行います。このうち最終的に引き取る者がいない遺骨がいわゆる「無縁遺骨」となります。本市では平成27年時点で1,550体となり、当初の予定数を超過している状況です。そのため、新たな無縁遺骨用合葬施設の整備をしております。

○5年間預かった後は粉骨し、骨壺から収納袋へ移し替えて、合葬いたします。今後25年間で約6,000体を合葬してまいります。

## 7 駐車場

○現在、平面駐車場として330台あります。樹林型合葬式墓地を整備することも考慮し、駐車場を新たに最大で108台整備してまいります。

## 8 再整備計画図

○屋外立体墓地北側に樹林型合葬式墓地を、やすらぎの墓北側に無縁遺骨用合葬施設を整備します。  
○入口左側に駐車場を整備します。



## 9 スケジュール

		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
短期的取組	樹林型合葬式墓地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会説明</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・地元説明会</li> <li>・基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計</li> <li>・実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始</li> </ul>		
	無縁化墓地の改葬整理 新たな改葬制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・縁故者調査</li> <li>・制度の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・督促等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴聞会、許可取り消し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度施行</li> </ul>	
	無縁遺骨への対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計</li> <li>・実施設計</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始</li> </ul>	
交通渋滞対策	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計</li> <li>・実施設計</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始</li> </ul>		